

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 目的 本来的住民利益の実現のために ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
目的 本来的住民利益の実現のために	○議会のあり方と責務を明らかにし、市民の福祉向上と人権の擁護を図りつつ、市政の運営についての基本的な考え方及び重要な施策について、市の執行機関及び市勢の進展に努める	
		○議員・市長・職員は、市民サービスのために働いているものであり、そこから逸脱することは許されざる行為。自分の立場を基本とするのではなく、心を持って市民の立場を理解すること。
		○南相馬市民全てが健全で豊かに責任を持ちながら幸せな生活が出来る市にしたい
		○福祉向上とは、要するに人が幸せになると言うことである。
	○本市における、自治の理念を明確にすると共に、市の責務、市民の権利と義務、市政運営の基本原則と市民の市政への参画及び協働により自立した自治体にふさわしい自治の実現を目指す。	○条例の基本と位置づける以上、理念にしても原則にしても基本となるものを盛り込むべきであると思います。 ○地方自治体においては、同じ市民の代表であっても、議会より執行機関（市長）の権限が大である。故に、市の責務を明確にしておきたい。
	○行政と市民、事業者との協働のまちづくりと行政運営についての基本的原則を定める。	○市民が主体での自治によるまちづくりの実現、
	○行政と市民、行政と企業、市民と市民のパートナーシップの構築に努め、協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めて自治を推進する。	○市民主体のまちづくりを目指し、行政と市民、行政と企業の連携、市民と市民のパートナーシップの仕組の提供や原則を明らかにして、市民が安心し、幸せを実感できるようにする。
	○市の未来像、基本理念を明示し、それに沿って市民の参画を目指す。	○条例により不利益がでる方がいないよう慎重にことばを選びたい。
○この条例は、南相馬市の市民、行政、議会（議員）がそれぞれの権利及び責務を自覚し、参画と協働で自治体の民主的運営ができるような基本理念と実施の仕組を定めることを目的とする。	○わかりやすいことばで、中学生以上の者でもわかる文章にしたい。 自立した自治体にふさわしい内容とし、市民がいきいきと市政に参加するような心意気を示したい。	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 定義 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私たち南相馬市民が、普く幸福（しあわせ）を感じ、生き生きとした、豊かな生活を送るための指針とする。この条例により、充実した毎日を過ごすことができ、人生をよりよいものにするために市民である限り自らがその責務を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他人の畑は良く見えてしまうが、他者と自分の（南相馬市全体が幸福であるのが一番だが）幸福比べをしている…これは絶対にやらない。条例があることで私たちがよりよく生きていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住み、就労或いは就学している人、全て</li> <li>○市＝市長（執行機関の代表として）</li> <li>○自治＝可能な限り自分で自分達の事を処理、解決する。（本来は他の力を借りず自分の力だけでですが）</li> <li>○市民＝市内の居住者だけでなく、市内で働く人（勤労者）、学ぶ人、事業者</li> <li>○コミュニティ＝共通の目的、関心、役割によってつながった集団、団体、組織</li> <li>○責任＝引き受けてなすべきこと</li> <li>○義務＝良悪によらずなすべきこと</li> <li>○責務＝責任と義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業は含みませんでした。反感を買いそうです。</li> <li>○大きな定義は左の程度でよいのでは</li> <li>○他の参画と参加、協働と共同、協同等は解釈次第で同じ意味にとれる感じがするのではないか。厳密に定義づけは必要ないのではと思います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民</li> <li>○市（市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体）</li> <li>○参画（あるいは市民参加の原則）</li> <li>○情報の共有</li> <li>○協働（市民活動団体等との協働も含む）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民からの事前提言＝市の総合計画をはじめ、施策に関する重要な計画を策定するとき、その内容をあらかじめ公表し、市民からの意見提言を求めることを言う。</li> <li>○まちづくり活動＝この条例を達成するため、市民と市が相互の信頼のもとに、協働で行う施策及び実施並びに市民が主体となって取り組む活動、調査、研究、協議等</li> <li>○コミュニティ＝市民の生活の中にある地域の共通関心によってつながった連帯性を持つ多様な社会、組織及び集団</li> <li>○市民活動＝まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。</li> <li>○NPO（民間非営利団体）＝営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。</li> <li>○事業者＝営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。</li> </ul>	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 定義 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
定義	<p>○市民＝市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、市民活動をする人又は市内に事務所を有する法人をいう。</p> <p>○協働＝市民及び市がそれぞれの責務と役割を自覚し、共通の目的を実現するために、共に協力することをいう。</p> <p>○コミュニティ＝地域や共通の関心によってつながった多様な組織及び集団をいう</p> <p>○パートナーシップ＝市民及び市が対等な立場で協力連携し役割や責務を自覚することを通じて築いていく信頼関係をいう。</p> <p>○「原町市まちづくり基本条例」と同様に</p> <p>○市民の規定を明確にする。 市の課題の解決のため、それぞれの自覚と責任の下で、立場や特性を尊重し、相互に協力していく。</p> <p>○市民とは 企業とは 協同とは 協働とは 地域コミュニティとは 執行機関とは</p> <p>○市民と住民 事業者 コミュニティ 行政 執行機関 これらの用語の定義を明らかにしておく</p>	<p>条項に込める思い</p> <p>○市に居住する人々、短期、長期、永代にかかわらず、市のあらゆる活動に参加できるようにすること。</p> <p>○それぞれの用語を市民に分かりやすくしめしてほしい</p> <p>○普段使っていることばでありながら、あいまいであり、以下の条文を正確に理解するために、明らかにしておきたい。</p>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 人権尊重 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
人権尊重	○誰かにとってのあなたは、かけがえのない存在である。また、あなたにとっての誰かもかけがえのない存在であることから、人は皆お互いを大切にすることが必要である。生まれながらにして平等であることから、いかなる理由があっても、偏見を持たず差別してはならない。	○老若男女・さまざまな人間がいて成り立っている。誰かにとってのあなたはかけがえのない存在であり、またあなたにとっての誰かもかけがえのない存在である。よって皆尊いのである。
		○憲法で主張しているのであえて条例に盛り込まなくてもよいのでは…
	○人権を尊重し擁護するまち 年齢、性別、障害の有無、経済的状況、文化的背景、国籍等にかかわらず尊重され、安全で安心して暮らす権利が保障される事	○まちづくりの基本であり、市民の権利でもある。
	○市民すべてが一人の人間として尊重されること。	
	○人として住民としての権利を有し、この権利を尊重していく。	○人間が人間であることで持つ権利であり、一番大切な権利である。
	○価値観の多様化、国際化の進展等により、地球人として相互に尊重し合えるようにする。	○いかなる人種、宗教、立場の人でも平等に扱われる社会
	○一人の人間として尊重されるとともに他者をも尊重すること	○改めて記載することにより、市民同士つながり、絆を強くもち、助け合う心を持って頂きたい。
○人は生まれながらにして平等であり、いかなる理由によっても差別されてはならず、生存するための最低にして最高の権利を保障されねばならない。人として当然の権利であり、南相馬市民すべてに当てはまるものです。	○憲法にのっとり、自由と健康で文化的な生活を約束されるべきで、行政はあらゆる施策を実施するに当たり、基本に据えなければならない。	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 主権は市民にある —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
主権は市民にある	○南相馬市の主権は市民にあり、一人一人が平等に持つものである。この権利は、侵害・はくだつされてはならない。また、忘れてならない権利である。	○私たちが私たちのために出来ることを行う。これは基本中の基本である。一人一人が輝きだせば、おのずと市全体も光り輝く。
	○市民は、市政に参加する権利、義務を負う ○市民は、行政サービスを受ける権利を有する ○市民は、選挙権、被選挙権、直接請求権を有し活用する義務を負う。	○正に市民主権の根幹を成すべきもので、市民の…、市民による…、市民のための…を明記しておきたい。
	○市民の権利	○市民がまちづくりの主体であるという事、参加する権利を有している事を明記したい。
	○市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの理解を深めるとともに、まちづくりへ参加し、推進に努めるものとする。	○市民は、誰でも自由で、お互い平等な立場にある。
	○主役は、国や地方自治体などの行政ではなく、市民であり、地域を支えるのは納税者である主権者である市民自身である。	○市民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、住みよい市の実現に向け、自発的な取組をしていく。
	○より良い地域社会の形成の主体は市民です。	
	○市民主権	○市民がまちづくりの主体であることを認識する。
	○市民一人一人が、積極的に「まちづくり」に参加し、主体的意見を提示する。	○その機会と場の保障。 市長も議員も自分たちが選択する権利をもっているという自覚が必要
		○これを記載することにより、市民一人一人が地域（南相馬市）を造っていくのだと強く思ってもらいたい。
	○生命の安全と福祉、文化的生活を享受するのは市民であり、いかなる機関もそのために存在するのであり、その意味で主権は市民のものです。	○市民は、選挙によって市長、議会議員を選びそれらに生存を委ねます。したがって、自らの要求を示し、その施行が真に自分たちのものであるかを確認しなければなりません。だから、主権は市民の側にあるといえます。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 参加の権利と責務 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
参加の権利と責務	○市政の執行に当たり重要と認められる事項は、種々の方法により市民の意見を聴くように努める。この場合においては、市民に対し必要かつ十分な情報を明らかにしなければならない。	
		○他人依存（誰かが代わりにやってくれるだろう）ではなく、主体性を持って取組む。一人が始めれば、後に続く人々も出るし増える。自らが先頭となることを目標とする。
	○市民は自主的に参加の権利があり、又、自らの行動と発言に責任を持つ。	○市民は政策について少しでもおかしいと思ったら意見を言ってもいい権利があればいいと思う。又、その為には情報も密にしなければいけないと思う。
	○行政の責務の項目でもないのではないか	○市民としてまちづくりに参加する権利と、それに伴い責務も生ずる。
	○市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。	
	○市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 ○まちづくりの活動において責任を持つ。	○まちづくりに、市民は誰でも自由に参加でき、その活動において責任をもつとともに、地域社会の将来を見すえ、自らできることを考え行動していく。
	○協働のまちづくりを進める。	○市民、行政、議会がそれぞれの役割を認識し、協働してまちづくりを進める。
	○市長と市とは、ともに活動するパートナーである。	
	○地域と協働し、市の発展に寄与する。	○ひろく市民に分かりやすい形で表現してほしい。
	○市民は自らの幸せを実現するために、市政に参画する権利を行使するとともに、行政と協働して推進する責務を有する。	○人権尊重、主権は市民にある、参画の権利と協働の責務を高らかにうたいあげたい。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 男女共同参画 男女共生 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
男女共同参画 男女共生	○市政への市民参加は、男女、年齢、社会的・経済的地位などによって差別されてはならない	
		○性差の否定はよくないと言う主張があるが、否定ではなく役割分業としての共同参画。ぜひ条項に入れたい。 ○まちづくりの基本でもある。
	○また、企業は、この条例を指針とし、本来の男女共生（平等）社会を創造する役割を担う。	○全ての世代の人々が何のためらいもなく自由な（リラックスした）状態で参加出来るような構造を創造したい。いろいろな人がいつ来てもWelcome ようこそ、おもてなしの心で対応したい。
	○男性の役割、女性の役割を理解して認めた上で公正に参画したほうがいい	○男女共生は、詳しくすると非常に難しいと思う。家庭・学校・教育の問題にまでなってしまうから、ただ共同参画を正しく行えば、おのずと子育てもやりやすくなる気がする。
	○両性の平等を基本として、男女が共同で参画することが基本である。	○国籍、心身の状況にとらわれず、まちづくりの参加について、お互い平等であることを認識しなければならない。
	○市民は、性別にとらわれることなく一人の人間として尊重され、それぞれの個性を發揮し、まちづくりに参加する。	○一人の人間として、皆平等であるとの思いから。
		○どんなことに関しても、ひとりの人間として差別されてはならないと思う。 ○能力や個性を發揮し、まちづくりに参加してほしい。
	○委員会、審議会等に女性の参画を図る。	○各種審議会、委員会に女性の登用を図る。
		○男性と女性の差別ではなく、区別は必要なのでは？ ○不公平感をなくしたい。
	○人間生活の営みは、性別、年齢、社会的経済的地位による差異はなく、等しく人として生きることを認めあいながら共生していくものとする。	○ジェンダーということばを使いたいが、現在のところまだ定着していないことを考慮し、左のような文章にしたい。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 生涯学習の機会 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
生涯学習の機会	○地域的な意味のある学びの機会には、仕事を休めるような（優先確保）環境整備、その充実を目指す。地域社会に貢献することは、労働以外の分野でも果たすことが可能である。	○学びたい意思のある人には、積極的な学びの機会を提供する。多くの若者が地元での生活に喜びや潤いを感じ取れるような社会にしたい。企業も若者も上記のような配慮をできる社会であって欲しい。
	○子どもも大人も全市民が生涯学習をし易くなる施設と指導者の用意	○例えば、市内に学びたい遊びたい（教育的に）施設や情報がたくさんあると幸せな生活が送れる気がする。
	○文化・芸術権の保障 市民の権利でもあり、行政の責務でもある。	○文化、芸術、スポーツへの小さい頃からの参加の保障 市民の学びの場の保障
	○市民は生涯にわたり、施設利用、学習する機会を選択し、学ぶ権利を有する。	
	○市は、市民がお互いに支えあいながら豊かに暮らせるよう、地域学習の機会を確保し提供していく。	○将来を見すえた、深い生き方ができるようにとの思いから。
	○市民 学習、スポーツの普及	○すべての市民が、生き生きと輝いて暮らすことのできる社会の実現 ○すべての常に学びたい人々に、その機会と場を積極的に提供する。
	○市民は、性別、年齢等により差別されることなく、生涯学習の機会を得られる。	
	○より高い、充実した生活を送るため、自らあるいは行政による生涯学習の機会は広く整えるべきである。	○人は常により高度の生活を求めるものであり、心豊かで、充実した日常をおくる広く深い生涯学習を経験するチャンスは整っているのが望ましい。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 企業の地域参加のあり方 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
企業の地域参加のあり方	○子育てへの支援	
		○子育てへの支援は、企業としても大切なことだと思うが、条例に盛り込むのはどうか。企業に任せる或いは従業員が団結して子育て支援の時間を要求するしかないのでは。
	○（フランスのような育児休暇制度を参考とし、南相馬市のサイズに合わせた支援を行う。活発な情報交換も重要である。）	○子育ての大変さ（金銭的な面で）から、夫婦が共働きをせざるを得ない。気持ちに余裕の持てる毎日を送るためにも、多くの人々の協力や知恵が必要である。
	○企業（事業者）は、その従業員の地域コミュニティへの活動参加を積極的に支援するよう努めなければならない。	○市の、特に人口の多い原町区の就業人口は、企業に勤める、いわゆる勤労者が多い。それだけに、その方々の声、活動が重要になってくると思います。
	○あって欲しいが、私企業に対して条例として規定できるのかどうか市民として定義しているのであれば、まちづくりへの参加、環境保全、地域社会の実現等の役割で責務が必要か。	
	○市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、協力するように努める。	○次世代育成は、企業の参加、理解が必要不可欠であると考えます。
	○住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するように努める。	
	○企業、事業者も市民の構成員であり、地域を担う意識を持つ。	○企業等が参加しやすいあり方をつくり出していくことが必要
	○学校行事への参加促進をはかる。 ○家庭の生活リズム向上に理解と協力を求める。	○次世代への投資と考えていただきたい。
	○事業所を営むものは、まず、働く者の健康と人間らしく生きる条件を整えるべきである。特に、出産、子育て、子どもの教育については理解をしめさなければならない。	○市民の %は何らかの意味で働いてくらしを立てている。その勤労者の心身が疲弊してはいない社会はつukれない。特に、出産、子育て、教育への理解がなくては次世代の育成につながらない。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 行政情報を知る権利 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政情報を知る権利	○市民は、法令により定めのあるもののほか、市の有する行政に関する情報を知る権利を有する。	
		○市民がなかなか知りえない情報などもたくさんあるようなので、とにかく徹底した知る権利が大事になると思う。知ることでいろいろな人へ自分が情報を発信できる場合もある。 ○ただ、どの様な方法で市民が情報を得られるかが問題で、課題が沢山あると思う。
	○行政と市民が協働してまちづくりを推進するために	○行政と市民が協働してまちづくりを推進するために
	○情報の共有（?）	○市民が容易に情報が得られる様な仕組みや体制をとって欲しい。 わかりやすく提供して欲しい
	○自ら取得する権利	○市民が傍聴したいと思える議会になることを望みます。
	○情報公開	○市のもっている情報を市民にわかりやすく提供。市民と情報の共有を図る。
	○別に条例を定める。	○市が元来持っている隠蔽の体質をなくしていく。
		○何のためにかよくわからず、すること、したことのマイナス的な面での評価をするのが積極的参加とかんちがいしている向きがある。情報を正しく読み解くことも大事である。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 個人情報の保護 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
個人情報の保護		○国が徹底し始めたので、特に盛り込まなくてもいい？
	○個人情報の保護に関する法律の基本理念に基づき、その有用性も配慮しながら個人の権利、利益を保護するよう適正な取り扱いに努めなければならない。	○個人の権利、利益を守りながらも、その有用性を生かす配慮も必要であると思います。それだけに、難しい面が多いと思う。正に適切、公正な取り扱いが重要であると思います。今後更に高度な情報化社会へと進むので。
	○市民の権利及び利益が侵害されることのない様に必要な措置を講じなければならない。	○過度になる必要はないが保護するべき。
	○市は、個人に関する情報の保護を図るために、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取り扱いを適正に行うように努める。	
	○市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	○個人の人権が侵害されないようにするため
	○市は、市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行わなければならない。	
		○個人情報保護法により困っている。
	○IT社会の進化がますます進むなか、個人の情報は守られねばならない。	○過度な保護意識によりかえって
	○市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利害が侵害されることのないよう、個人情報の保護を行う。	○不当に情報が漏れることのないよう願う。
	○何人も己の不利になる情報を公開されることはない。 別に条例を定める。	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 子どもの権利 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
子どもの権利	○子どもの教育を受ける権利を守り、健康な成長をはかることを保障する。	
	○子どもは、周囲の大人が両親の代わりとなるよう一緒に関わり合いながら育てることとする。(=子どもの権利を守ることにつながる)	○未知の無限の可能性を秘めている豊かな子どもたち。彼らがすばらしい未来に生き続けられるよう、私たち大人が一丸となって温かく優しく大切に見守っていく。それが子どもの権利を守るのだと思う。
	○子どもの人権と参加の権利	○大人だけの視点ではいけません。子どもはもっと視野が広く想像力が豊かです。未来をもっと大きく見つけているはずで。
	○子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有します。	○子どもは大人が保護する対象としてだけあるのではない。子どもも憲法で保障される自由や人格権の主体である。基本的人権、生存権の保障。「子どもの権利条約」は1989年国連で採択され、日本は94年に批准しています。憲法と同等の効力を持っています。
	○子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりをする権利を有します。	
	○子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有する。	○人格をもった一人の人間として大切に接するとともに、共存への関心を高めるため。
	○子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有する。	○「児童憲章」「子どもの権利条約」に基づき
	○児童虐待の未然防止	○子どもはたから。地域全体で守り育てて行く。第2回少年の主張大会。一人一人考えを、大人は見守りたくましくのばしてやりたい。
	○国際子どもの権利条約をベースにしたものの理解を普及	○近年の子どもをまきこんだ事件等の多発による防止策の検討も含めて
	○子どもが意見を表明できる場の保障	○子どもに関する様々な事件等が多い現在、未来に不安を持つ方が多い。条例に込めることにより、南相馬市は見守っていると感じて生活していただきたい。
	○次代を担う子どもは、心身ともに豊かな生活を保障され、地域において育まれて、意見をのべる権利を有する。	○文章を、子どもは、～守られ、～保障される。と主語を子供とするか、「大人は」とか「市は」と主語を明確にする。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 文化権の保障 ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
文化権の保障	○市民はひとしく市の生涯学習施設を利用し若しくは参加することができる。	
		○文化を通して人と人が結びつき、心豊かに暮らせるために、文化創造のまちづくりを推進していく。
	○中央の文化権の保障（と言うか、優遇）と支援	○市内にある施設の他に中央（特に県の文化施設）の施設を安く身近に見られる様な支援をしてもらえると文化圏が広がる（中央の真似をして施設を作る必要ないのだから）
	○生涯学習の機会となんらかわらないのではないか	
	○芸術・文化に親しめる環境を整える。	
	○市民は、心身の充実のため、文化を創造する活動を助長され、行政による生涯学習の提供を受ける。	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 市民の意識 市民の責務 市民の権利・責務 ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
市民の意識 市民の責務 市民の権利・責務	○議会に対して関心を持つ ○行政に対して関心を持つ	
		○非常に関心が薄い分野であるからこそ、この条例で認識や再確認をうながしてゆきたい。私たちの生活が身近なところにあるということ、たくさんの人々へ伝達してゆきたい。もっと良い社会構造を生み出してゆきたい。
	○市民はまちづくりに参加する権利と自らの行動と発言に責任を持つ	○何とかして関心を持たせる方法ってある…？とは言え、責任をどこまで負えるのかは計り知れません。権利を得れば必ず責務も必要ではあります。
	○市政への市民参加として、市政に関する情報の知る権利	○市政に対し、政策の提案と実施、評価の過程への参加 市政に対して意見の表明（パブリック・コメント制度の活用）し提言する。
	○市民は、まちづくりの主体であって、市の保有する情報を知る権利と、まちづくりに参加する権利を有する。 ○市民は、市民参加によるまちづくり推進について、自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとする。	○すべての市民が、まちづくりの主体であることを認識し、権利を主張し、積極的にまちづくりに参加して欲しい。
	○市民は、まちづくりの主体であることを自覚するし、自らの発現と行動に責任を持つ。 ○市民はまちづくりに参加する権利をもち、市政を監視する。	
	○市民は、行政サービスに伴う納税の負担を分任する義務を果たすとともに、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	
	○市民は、市行政に参画する権利を有する。そして、その発言、行動には責務も生じる。	
		○主権は市民にあるということの意識を高めて生きたい。
	○市民は議会に対し、また、執行機関の行うことに対し、関心を持ち、要求と監視を怠ってはならない。 市民の権利は、「杉並の第4条」を入れる。	○市民の権利・責務を見だしとし、「子どもの権利」と「文化権の保障」は中に入れる。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 議会 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
議会	○南相馬市の名に恥じない議会を運営する。市民が理解できる議会を行う。開かれた議会のあり方を問い、しっかりとした構造を作る。以上の項目から決して逸脱してはならない。	○とにかくきちんとした議会を行って欲しい。ときどき傍聴するが、失笑してしまう場面もあり、気持ちが定まっていない議会となっているようだ。市民が頼りをよせるような議会であって欲しい。幅広い世代に受け入れられる議会であって欲しい。
	○この条例の順守 ○市民の意思を適切に反映されるべき場とする事 ○すべての会議を原則公開すること ○議会条例の制定	○市の意思決定機関として、市民の意思が反映されているかどうか市政の監視機能がある。 ○市民との情報共有を図って欲しい
	○原町市の条例をそのまま、で良いと思う。	
	○議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。	
	○議会は、市民の意思を市政に反映させるため、その機能を発揮し、協働のまちづくりに積極的に活動する。	○サラリーマン議員が多いなかで、市民の代表として活動することが重要。
	○市の意思決定機関であるから、 ①市民の意思の十二分な反映 ②行政への監視、調査、評価などをしっかりとする。	○いたづらな対立構造はマイナスである。
	○地方自治法の定めるところの機能を効率的に果たすものとする。 議会運営は、いろんな立場の市民の意見を集約し、市民の満足の得るような建設的に行うものとする。	○幅広い世代に伝わる様情報の提供を望んでいます。 ○一地域、ある団体等の意見や利益にとらわれることなく、広く市民生活のために、討議してほしい。しかも、未来にわたるもの、近い未来になすべきこと、緊急性のあるものと判断してほしい。 公開性としていろいろ工夫してほしい

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 議員の責務 議員の意識 説明責任 相対性 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
議員の責務 議員の意識 説明責任 相対性	○議会議員は、それぞれ市民の意見を市政に反映させると共に先見性をもちつつ、誤りのない市政を担保しなければならない。	
	○議員は、支援者の代表でもあり市民の代表とも言えることから、責務を全うし、公約を果たすと共に南相馬市のよりよい姿を追求し続けていくことを規定する。	○支援者の意思をどの程度まで確認し、述べているのか不透明である。南相馬市を任せて置けない議員があちらこちらにはびこっているため、本当に市民の心を理解し有言実行して欲しいものである。自分たちが上位だという考え方を払拭させたい。 ○議員は、私利私欲に走らず、常に、選ばれた人と意識し、公明正大に市政に加わって欲しい。
	○議会運営を通じて、自治の実現・まちづくりの推進 ○政策の提案・提言に努める。	○市民の視線に立った議会の運営 各自の向上のために努力して欲しい
	○議員は、住民の代表として、議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。	○議員は、選挙によって選ばれた住民の代表であって、決して市民を見下す立場の人間ではないのであると考える。市長、市民の責務があるように議員の責務も必ず必要と考えます。
	○市は、公正で開かれた市政の推進のため意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負う。	
	○その説明責任をしっかりとする	
	○議員は常に学習し、識見と世界観をもって市政にあたるものとする。 わかりやすいことば、根気強く説明しなければならない。	○透明感のある分かりやすい議会を希望します。 ○マイナス的表現でないほうがいい。 独特のことば、態度は徐々に改善してほしい

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 市長の役割と責務 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
市長の役割と責務	<p>○毎年度、市予算編成前に公募による市民公聴会を開催し、基本方針を明らかにして市民の意見を聴くものとします。</p> <p>○市長は、市民の市政に関して知る権利及び参加する権利を擁護し、このために必要な措置を講じなければならない。</p>	
		<p>○市長の立場でスケジュールが確保できるのかは心配なところだが、公募で公聴会を開くのであれば私はぜひ伺う。市民の立場で財政に関する知識を広めることができ、税金投入の行方を見守れる。ぜひ条項を取り入れたい。</p>
		<p>○選ばれた人間なのだから、自覚を持って市民に奉仕する気持ちで受け止めて欲しい。</p>
		<p>○市長は、公正かつ誠実に市政の執行に努めてほしい。</p>
	<p>○職員の育成</p>	<p>○健全財政の運営に務めてもらいたい</p> <p>○市政運営を通じて自治の実現、まちづくりを推進して欲しい。そのための責務を果たすためにも職員の育成に務めて欲しい。</p>
	<p>○市長は、この条例に基づいて市政を運営し、市民の負託に応えて、市民福祉の向上のために市政を執行します。</p>	
		<p>○市民のためと、思いを一番にする。</p> <p>○条例に基づいて市政を運営して頂きたい。</p>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政の責務 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説明責任</li> <li>○行政の評価</li> <li>○市民参加の保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有のためにも分かりやすく説明する責任がある。</li> <li>市民の意思の反映のために意思決定の過程に於いても保障されたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、市民との協働のまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めます。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、市民に説明責任を負う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説明責任＝仕事の経過や成果について市民に説明</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政はその情報を公開し、市民と共有すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の公開と共有によって市と市民の理解の溝を埋める</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○つねに行政サービスの質的向上を図ってほしい。</li> </ul>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政職員の責務 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
行政職員の責務	○市の執行機関の業務に従事する職員は、法令の定めるところに従い、情報の公開と市民の市政参加に協力しなければならない。	
		○一般企業とは違うのだから、時間内で済ませる様な仕事はしないで欲しい。常に市民の立場に立って（自分も市民なのだから）考えながら働いて欲しい。
	○全職員共通意識を持ち、不正行為の撲滅に取り組む。	○人により対応の仕方が異なるため、(きつい言い方をする窓口の人もいますので…) 共通するくらいの意識を持って欲しい。とにかく不正行為は許せません。
	○市民の視点（目線）に立って職務を行う。 ○説明責任 ○市民自治のまちづくりを進めるための能力の向上	○職員の方々も、地域社会の一員であることを認識して欲しい。(特別な存在ではないという事の自覚) ○自治のまちづくりのための能力が備われば、自ずと公正であり、誠実、効率的職務の遂行もできる様になると思う。
	○市の職員は、常に研鑽に努め、まちづくりの基本原則に基づき、自らも地域の一員である認識して、誠実かつ公平に職務を遂行します。	○原町のまちづくり条例は、「市民の立場に立って」とあるが、自らも地域の一員であることを忘れないでほしい。
		○庁内での情報の共有が不足していると思う。もっと、横の連携を持つことで市民の市政参加にも手厚く協力出来るのでは。
	○職員は、地域活動に積極的に参加し、努力しなければならない。	○行政職員としての使命感を市民の期待と要求に適確に応えられるよう日々研鑽する。
		○責任所在を明確にする体系づくりが必要。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 情報公開の義務 情報公開・共有 ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
情報公開の義務 情報公開・共有	○市の執行機関は、その執行する責務に関し、法令の定めるところにより情報を公開し、市民の理解を得られるよう努めなければならない。 ○情報公開の請求権	
		○特定の団体、企業、人間に公開するのではなく、市民一人一人にわかり易く公開して欲しい。
		○市の保有する情報は、市と市民が共有することが不可欠である。
	○要望のあった媒体で提供する。	○インターネット以外の冊子・パンフレット・広報・掲示板・看板などでも公開して欲しい。しっかり市民が注目するような方法で公開して欲しい。
	○市は、その果たすべき責務に関し保有する情報と市民の求める情報について積極的に公開、提供し、その共有に努めなければならない。	○市の作成保有する情報と市民の求める情報とのへだたりがないようにしなければ、真の情報公開と共有にはならないと思います。
	○まちづくりに必要な情報の公開（請求されなくとも）と共有	○情報の共有を図るために、市民の知る権利、情報を取得する権利を保障するものとして、市が持っている情報を請求されなくとも正確に提供して欲しい。
○市は、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすく提供しなければならない。		

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 参加・協働の推進 協同・協働 市民参加・協働 ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
参加・協働の推進 協同・協働 市民参加・協働	○（市民同士、行政同士共に動くことなしで真の協働は成立しにくいことから、）お互いが歩み寄る姿と協力し合うことを前提とし、自ら主体で行動する（ことを推し進める）。	
	○市民の自主的な参加と市民と行政の協力により推進する。	○協働ということばが引っかけますが、（あり得ないから）ともあれ参加し、協力し合う事には意義があります。
	○協働のまちづくりのための市民活動の支援 ○パブリック・コメント制度の推進 ○政策提案制度 充実につとめる。	○協働の実現のために、市民活動の支援のみならず、市民側からの政策や事業提案を可能とする。コーディネート機能や相談の場があればいいと思う。
	○まちづくりは、市民の意見を反映していくとともに、行政と市民、行政と企業、市民と市民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。	○結びつきによる社会基盤の確立を望む。
	○市民活動、ボランティアに対して参加すること。	○かしままごころセンター（ボランティア地域支援センター）の充実。人と財政
		○こここのところは、他のところでも関わって来ております。
	○市民活動の奨励	○市民と行政との協働をスムーズにしていけるような内容

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 地域コミュニティの充実 地域コミュニティ コミュニティの認識 コミュニティの意義と支援 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
地域コミュニティの充実 地域コミュニティ コミュニティの認識 コミュニティの意義と支援	○地域コミュニティ同士の連携を強化する。コミュニティごとの情報共有・提供または人的交流を行う。コミュニティ内で後継者育成の支援・体制づくりを行う。	○少しでも活気のある場所が増えていくことにより、いろいろな営みが生まれてくる。その中で、後継者育成にも関わられるような人的交流を行いたい。
	○市民及び市は、コミュニティの役割を認め、守り、支援する。	○但し、目的を持った人々のコミュニティと地域のコミュニティを分けて考えないとうまくいかないと思う。
	○コミュニティ自治の推進	○市民が主体となった地域に根ざした地域づくり ○行政は積極的に地域コミュニティの自治の仕組みづくりや人材育成に務めてほしい。 ○市民は、地域コミュニティ自治の主体であることの認識
	○市民は、コミュニティがまちづくりを推進していくうえで、重要な役割を果たすことを認識し、そのコミュニティを守り、育てるように努める。	○地域の主体的なコミュニティ活動を助成、支援してほしい。
	○市民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、守り育てることに努める。 ○市民及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。	○行政によるパートナーシップの仕組の提供やNPO（非営利団体）、ボランティア等の活動を広く市民に説明し、さまざまな形で市民と市民が結びついていくようにする。
	○市民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によってコミュニティの充実に努める。	
	○市民主導による地域コミュニティの再生。自治会（行政区）への権限と責任の委譲	○助け合い支え合う地域づくりが必要（一人暮らしの増加）
	○市民の一人一人が自分の居住する共同体（コミュニティ）を理解、参画しつくりあげていく。	○希薄化する近隣とのふれ合いの中で地域を円潤にする。
		○性別や年齢にとらわれない交流を多く持てる様な条項内容にしたい

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政運営の原則（総合計画に基づく行政運営） —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・総合計画に基づく行政運営	○まちづくりの基本理念を実現するために策定した総合計画に、市民の主体的な意思にあう様に、できる限り市民の参加をさせて欲しい。 ○計画に基づき事業等が実施されるように管理し、見直しも図る。	○総合計画は、この基本条例で定めるまちづくりの基本に則って策定されるべき。その策定にはできるだけ市民参加を図り、その事業に市民が満足しているかどうかなど確認し、必要に応じて見直しを図って欲しい。
	○市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て、市民との協働により、策定するものとする。	○市民の意見を十分に反映させ、市民と常に協働であってほしい。
	○市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て、市民との協働により策定するものとする。	○市民の意見を十分に聞き、満足度が高いものとしていく。
	○企画立案、決定、評価、実施については、必要性、妥当性などを市民にわかりやすく説明する。	○企画立案の段階からの市民の参加が望ましい。これまでの同様なものは行政のアリバイづくりであった。
	○条例に基づき策定、実施する。	○地域格差をなるべく感じさせない条項内容であってほしい

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政運営の原則（執行機関の組織・執行体制） —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・執行機関の組織・執行体制	○全体がコンパクトな組織体制を目指す。多くの部・課と連携・連帯感を強化し、明瞭な体制にする。分かりやすい名称の部・課へ変更していく。	○各部署が独立した機能力を発揮することも大切だと思うが、連携しているのかどうか・連帯感を意識しているのか伝わってこない部分がある。一般市民が把握しやすいコンパクトな組織を目指して生きたい。
	○市民生活の安心・安全な暮らしのために機能的に活動できる様な組織体制の確立。	○公正で信頼のおける行政運営が大事なことと思う。そのために監査委員制度等の制度の整備。 ○行政運営に於いて公正の確保と透明性の確保
	○執行機関の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、機能的なものとする。	○行政の組織が毎年のようにかわり市民にわかりにくい。
	○市の執行機関は、その権限と責任において、誠実に職務を執行します。 ○市は、市の組織について、市政課題に効率的かつ柔軟に対応できるものとし、かつ、市民にわかりやすいものになるよう整備する。	
	○政策などの成果、進捗度を明らかにし、効率的な運営のための評価を取り入れる。(第三者機関等の)	○常に市民がカヤの外におかれたいために

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政運営の原則（意見・要望・苦情等への対応） —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・意見・要望・苦情等への対応	○行政の専門用語や特徴のある表現は使わず、心の通った思いやりのある対応を行うこと。市民の要望や意見を細かくかみくだきながら、最大限の努力を行う。ありがたい気持ちをいつも忘れないこと。	○行政だけが用いる専門用語はなじみがなく、無難なことばで解決したいというような印象を受けることが多い。それを改善したい。相手に気持ちが伝わるよう心の通った雰囲気が読み取れるほどのコメント力を期待している。
	○市民の市政に関する意見・要望・苦情等は迅速かつ適切に調整し、誠意を持って応答する。	○大切なことです。出来るなら是非取り入れ実行して欲しい。
	○応答の義務と説明責任	○意見・要望・苦情等が不当に受入れられなかったという場合に、適切な救済措置がとれる様な仕組みがあって欲しい。
	○市は、市民から意見、要望、苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。	○市民の意見、提言等を尊重し、行政運営に反映してほしい。
	○市は、住民から意見、要望、苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答する。	○事実を明らかにし、誠実な振る舞いを望むから。
	○意見、要望、苦情等にはすみやかに調査対応し、解決に努力すること。	○市民も自ら出来ることには積極的に自助努力で解決に努める。
	○市民の意見、要望、苦情等に迅速かつ適切に調査し、誠意を持つ	○市民の声が届きやすく返ってきやすい。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政運営の原則（財政運営の基本事項） —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・財政運営の基本事項	○財政運営の健全化につとめて欲しい 財政状況の公表	○最少の経費で最大の効果を上げる様に効果的で効率的な運営をして欲しい
	○市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。	○できれば、毎年度、予算編成から決算認定まで、公表できれば良いのかも。
	○市は、長期的展望に立った計画的な財政運営に努め、財源を効果的かつ効率的に活用する健全財政を図る。	
		○透明感を求める。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 ー 行政運営の原則（意見の提出及び募集） ー

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・意見の提出及び募集	○意見提出についての参考資料とその媒体は要望があったままの形式で、必ず市民ないし議員へ提供すること	○高齢の方なども含めて言えることだが、パソコンを使える人数は限られているし、使えるレベルも人によって差がある。ネット公開以外でも冊子で提供すべき。意見の提出する人数も比較的少ないため、要望には真摯に向き合う必要がある。
	○提案制度の充実	○市民や市民活動団体などのまちづくりに対する「思い」を行政と市民・事業者等が協働して実現するために提案されるものを可能とする様なコーディネート機能や相談の場の設置などの仕組みづくりが要。
	○市のまちづくり等の施策の検討、実施には、市民等の意見の反映及び市民自らが参加できる仕組みをつくる。	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 行政運営の原則（危機管理） —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
行政運営の原則 ・危機管理（安全・安心感）	○危機管理体制の組織づくり その組織が機能的に行動できる様な仕組みの整備	
	○市長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市の安全性及び安定性の向上に努めるものとする。	
	○市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行う。	○災害などの被害を減し、災害時の連携がスムーズに取れるようにしたいから。
	○巨大災害（風水害、地震等）時にすみやかに対応できる施策を地域の特質を調査してつくりあげる。	○机上の画一的な計画では、いざという時に役に立たない。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 住民投票制度 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
住民投票制度	○他者の意見・依頼に左右されないで、自らの考えで投票を行う。通常の選挙と同様に昼夜・平日・週末にも投票を行うことができる。年齢は、16～18以上より投票を行うことができる。	○私たちの課題は私たちの意見で決まることを認識してもらうためにも、高校生ぐらいの年齢から投票を行うようにしてみたい。できるだけ多くの方が、利用する制度であって欲しいので、選挙と同様なスタイルが求められるべきだと考えている。
	○市は市の重要事項について、直接市民の意思を確認するために、住民投票制度を設ける。	○市民が選挙以外で唯一参加出来る制度です。是非入れたい。
	○年令に応じて子どもが投票できる様にした。 ○市による住民投票結果の尊重 ○市民投票条例の常設	○次代を担う世代にも加わって欲しい 国会などで18才以上となると民法などの規定も変更しなくてはならないのではと 住民投票するものによってはできる様にした い。
	○市民の暮らしにかかわる重要事項について、直接市民の意見を確認するために、住民投票の制度を設けます。	○参加資格を18才以上にすべきか、迷うところでもある。
	○市長は、本市に関わる重要事項について、広く市民の意見を直接問う必要がある場合は、その事案に応じ、別に条例を定め、住民投票を実施することができる。	
	○市民、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接確認するため、住民投票の実施を請求又は発議することができる。	○合併の時、原町では住民投票が行われなかったもので、市民の請求権も入れてほしい。
	○総合計画等の市政上の重要案件は、住民投票等で市民の意向を確認するために、必要に応じて実施する。18歳以上	○ややもすれば特定の人々、役職の人でアリバイに決定することがあるから。
	○南相馬市に関する重要事項について市民の意思を直接確認するため住民投票を実施する。	○不公平感を感じさせない様に男女比、年齢等を慎重に考えてほしい。

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 — 市民委員会の設置 —

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
市民委員会の設置	<p>○男女の比率は半々とし、年齢や国籍も限定しないような委員の構成作りを行う。</p> <p>○昼の部、夜の部の委員を設ける。市民が気軽に公募や推薦ができる委員会とする。</p> <p>○傍聴も自由にできる委員会とする。</p> <p>○市民は投票により、議員の辞職を勧告することができる。勧告が圧倒的多数（投票者の3/4以上）であった場合には、議会にかけることもできる。議会に報告する制度づくりを目指す。（南相馬市独自の議会についての住民投票制度を目指す。）</p>	<p>○委員をやりたいと思っても、声がかからなくて足ぶみしている方もいらっしゃる様子…。多くの方が委員を経験できるように、昼と夜の部委員がいてもよいのではないかと思う。有識者以外の一般の方も推薦などで参加できれば良いと思う。</p>
		<p>○この事項については、会話がありませんでしたが、一応いれておく事にしました。今いち理解できませんでした。</p>
	<p>○条例の見直し、評価</p> <p>○条例運用の充実</p>	<p>○この条例が、ふさわしいものであるかどうか、又、社会変化に対応しているかなどの検討。市民の声を反映させる場としてあって欲しい。</p>
	<p>○審議会等を設置するときは、公募の委員を加えるように努めなければならない。</p>	<p>○委員を公募することにより、市民の意見及び提案をすい上げることができる。</p>
	<p>○市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民委員会を設置します。</p>	<p>○絵に書いた餅にならないように、正しく、条例が施行されていくため。</p>
	<p>○市民が必要と感じている事項については、委員会を設置し、調査、検討をすることが出来る。</p>	<p>○これも大きな市民参加である。</p>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 環境 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
環境（自然・社会）	<p>○南相馬市民は、代々残されてきた景観や風情を守ることとする。（その権利を持っている。）あきらかに景観をそこねている樹・草・ゴミなどは市の許可業者が定期的な巡回時に強制的に撤去できるものとする（環境の美化推進）（犯罪防止）。高層マンション・ビルの建設については、建設予定地周辺の景観を把握した上で、さまざまな面からの調和がなされなくてはならない。建設許可については、地域ごとの設置基準（高さ）を設定するが、その範囲を上回る場合は、許可は下りないものとする。また、基準以下である場合でも、公共性の観点から許可が下りないこともある。将来的に有効な建設であるかどうか周辺住民ないし多くの市民の意見を聞いて（要は会議に諮る）賛成者も反対者も歩み寄れる回答が出た案件のみ許可を出すことができる。南相馬市民は、自然を愛する。未来に残す財産として、大切に共存共栄の精神を持つ。その取り組みを子どもたちへ知らせ、育んでゆく。</p>	<p>○京都市の例を考えて頂くと分かりやすいが、明らかにその土地独特の風情が失われかけている。人口拡大に伴うものであっても、南相馬市らしさが、欠如するほどの建設ラッシュは回避してゆきたい。大事なものは、自然と共に私たちが未来までも長くいきでゆけるかにかかっているはず…。</p>
	<p>○環境（自然・社会）破壊などが進まないように常に情報公開を ○市民の意見の尊重</p>	
	<p>○市民及び市は、本市の豊かな自然環境を生かしたまちづくりを進めるため、相互に協力し、自然、景観、農地、森林、水資源等の総合的な環境保全に努めるものとする。 ○市民は、誇り高い歴史と、伝統文化が、本市のまちづくりにとって貴重な資源であることを認識し、その保護及び継承に努めるものとする。</p>	<p>○次世代へ、この自然を、文化を、できるだけ現状のまま継承したい。</p>
	<p>○豊かな環境を保全し、将来に引き継ぐことは未来創造の原点であることを自覚し、環境と共生するまちづくりを推進するものとする。</p>	
	<p>○豊かな自然がまだ残っているとはいえ、地球温暖化等が危惧されている昨今、環境という視点から、自分達の生活全般を見直す必要がある。</p>	<p>○循環型の消費システムづくりが必要である。</p>
	<p>○個人、企業、行政、それぞれの立場で環境保全につとめる。 ○社会環境の安全（事故、犯罪等の防止）につとめる。</p>	<p>○決して良好とはいえない自然社会環境 ○環境が人に与える影響は多く、改善してほしい。</p>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 子育て支援 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術文化への参加の保障</li> <li>○ファミリーサポートシステムの充実</li> </ul>	
		<p>○現在私はファミリーサポートにたずさわっていますが、地域性なのでしょうか、まだ、機能していません。が、後々必要になる事でしょうから準備はしておくべきです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て環境の整備と充実</li> <li>○芸術文化への参加の保障→子育てだけに必要なのではない</li> </ul>	<p>○次世代育成、少子化を見据えながら特化してでも整備して欲しい。</p>
		<p>○医師や保健婦等の専門的なサポートが定期的の実現できれば親としては安心である。</p>
		<p>○子育てしやすい環境を整え、支援していく。</p> <p>○子どもの目線で。親子を離し、親が楽になるための支援ではなく、親子が向き合える支援。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子高齢化社会に対処するために、市独自の支援策を定める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民は、社会的立場、身的精神的ハンディキャップ及び国（出身）信仰等に差別されることなく子を産み育てる権利を有する。</li> </ul>	<p>○不公平感をなくす様な条項内容にしたい 安心して子育てをしていけると市民に感じていただきたい。</p>

条例の盛り込む項目（条項）とその内容

－ 追加すべき事項 －

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める想い
知的財産の保護（支援）	○遺跡（発掘場所）の保守・管理を怠ることなく永続的に残す。新たな知的財産を生み出すまちづくりを目指す。	○南相馬市の特色を後世に残す。それが何より。今からでも財産を作り出すことは可能なので文化的な活動の支援をしていきたい。
まちづくりについて貢献・活動者を支援	○南相馬市の主役は、市民一人一人である。活躍する舞台が、南相馬市である。このことは、まちづくりにおいて重要な意味を持つ。年齢や性別、国籍に関係なく、南相馬市に貢献する活動者を、心から応援できる体制を充実させる。	○まちづくりは難しいものではなく、市民一人一人の毎日の営みから発生してゆくものである。自分たちが何をしたら南相馬市に貢献できるのかを考えてもらえる機会にしたい。条例があることで、気づいてもらえたらうれしい。
条例の検討及び見直し	○社会状況の変化に対応し、検討及び見直しをする。	○これが完璧というのにはあり得ないので、そのときの状況に応じて見直しをして欲しい。（多分、若い人達の参加があればもっと違ったのが入ったのかもしれない。）
平和への思い	○何人も平和のうちに暮らす権利があります。市と市民は、いかなる理由での戦争を否定し、世界の平和に寄与するよう努めなければならない。	○人類が安心して生活していくための基本基礎は生命が尊重される平和な社会にある。平和な社会の構築は、すべての人々に課せられた不可欠の義務であると思います。
行政の説明責任	○市は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市政について市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。	○未来につながる市政、責任ある市政、メリハリのある市政を運営するためには計画過程、結果を明確にし公表する事が大切で市民の市政への参加を更に促進する事につながると思います。
行政評価	○市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし効率的、効果的な市政運営を行うため、公正且つ中立な機関による行政評価を実施し、結果を公表する。	
条例の位置づけ	○最高規範としての位置づけ ○他の条例との整合性をはかる	○最大限に尊重して貰いたい この条例の趣旨に鑑みて、三市町の合併したなかでの合意形成になればいい。
芸術文化への参加と保障		○市民一人一人が豊かな人間として生活を送るためにはぜひ欲しい。
付属機関等への参加	○付属機関等の委員構成に公募を選任して欲しい	○付属機関であっても、行政と同様、市民の中から幅広く人材を募るべき。
交流及び連携	○市外の人々との連携 ○国際交流の推進	

条例の盛り込む項目（条項）とその内容  
 - 追加すべき事項 -

平成19年7月30日 第10回市民懇談会用

キーワード	条項の内容	条項に込める思い
事業者の権利・責務	○（開発者の責務） 開発者は、本市における土地利用に関する施策及び方針等を尊重し、開発行為を行うにあたっては、自然、水質、大気、土壌、文化、教育に与える影響を考慮し、これらの良好な状態を維持、保全するように努めなければいけない。 開発行為にあたっては、周辺の住民その他利害関係者に、開発行為の内容についてあらかじめ説明するように努めなければならない。	○市は、開発者に許可する以前に、住民に誠実に対処し、説明してほしい。
条例の検討及び見直し	○市は、まちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に照らし、この条例が、まちづくりを推進するためにふさわしいものであるかどうかを一定期間ごとに検討しなければならない。	
パブリック・コメント	○重要な計画及び政策並びに条例の制定に際し、広く市民の意見を求めるパブリック・コメント制度を実施するものとする。	
国や他の自治体との連携	○市は、共通の課題を解決するために、国、福島県及び他の市町村と相互に連携を図り協力することに努める。	
条例の検討及び見直し	○市は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、条例の検討、及び見直しをするとともに、別に定める市民の意見を反映するための委員会を設置する。	
交流	○市の活性化のために様々な地域、人々との交流のネットワークをつくり、市民の意識向上をはかる。	○グリーンツーリズムのような長短期含めた交流。地域の特性を生かして。
条例見守り委員会	○条例施行の実効性を担保するために見守り委員会を設ける。	○条例を絵に描いた餅にしたい。